

# 4 化学物質



## (1) ダイオキシン類に係る環境基準

備考

項目	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下 土壌にあつては、*調査指標値 250pg-TEQ/g が定められている。 *調査指標地：周辺土壌や発生源、他の媒体の状況等の追跡調査及び継続的モニタリングを実施する指標。

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

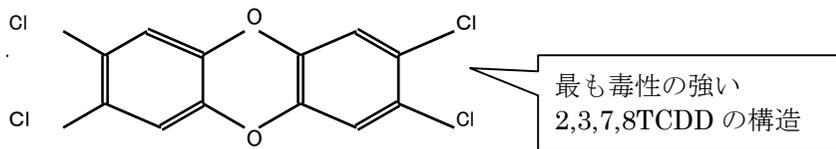
### ○ダイオキシン類

単位の説明

Pg(ピコグラム)……1兆分の1グラム

ng(ナノグラム)……10億分の1グラム

TEQ(毒性等量)……ダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8TCDD)の毒性に換算して得られる量を言う。



(2,3,7,8TCDD)の毒性を1として他の種類の毒性を換算した係数(TEF)を用いる。

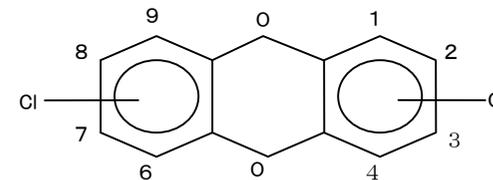
### ■ ダイオキシン類濃度×TEF=毒性等量(TEQ)

ダイオキシン類とは下図のとおり、

- ① ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- ③ コプラナー-PCB (Co-PCB)

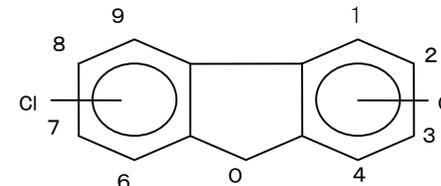
の3種類(ダイオキシン類対策特別措置法)となっており、現在、確認されている異性体数及び毒性等価係数が定められている異性体数の種類は下記のとおり。

#### ①PCDD



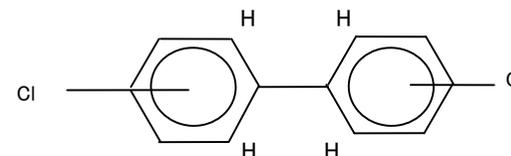
異性体数：75種類  
うち毒性あり：7種類

#### ②PCDF



異性体数：135種類  
うち毒性あり：10種類

#### ③PCB



毒性あり：12種類

■ダイオキシン類測定項目(H21年度)

測定項目	測台 定局	け や き	測東 定所 局沢	公三 民ケ 館島	測三 定富 局	橋金 井 沢	清柳 橋	中 富	南小 手 指	西新 井	城
------	----------	-------------	----------------	----------------	---------------	--------------	---------	--------	--------------	---------	---

○大気試料

大気(PCDD+PCDF、CO-PCB)	○	○	○	○							
----------------------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

○水質試料

河川水(PCDD+PCDF、CO-PCB)						○	○				
河川底質(PCDD+PCDF、CO-PCB)						○	○				
地下水(PCDD+PCDF、CO-PCB)								○	○	○	○

測定項目	測 定 場 所	や家老 な人憩 せ荘の	南長 霊栄 園寺	学 中 校 中	小北 学秋 校津	民富 館岡 公	地花 園 緑	西上 公新 園井	園大 谷 公	中三 学ケ 校島	林 神 社
------	------------------	-------------------	----------------	------------------	----------------	---------------	--------------	----------------	--------------	----------------	-------------

○土壌試料

土壌(PCDD+PCDF、CO-PCB)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
----------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○環境基準値

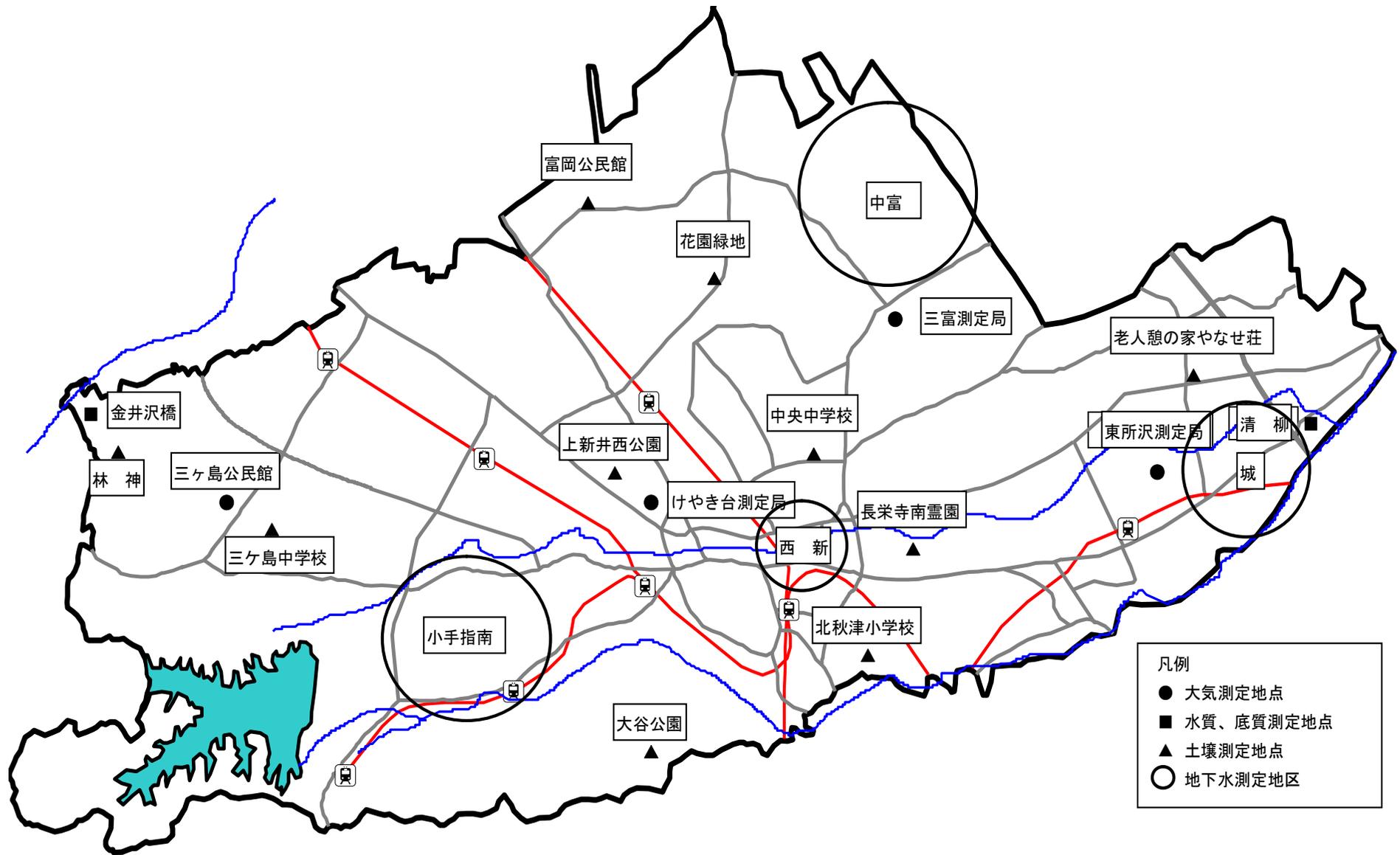
基準値	備考
大気:年平均値0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	土壌にあつては、調査指標値250pg-TEQ/gが定められている。  (調査指標値:周辺土壌や発生源、他の媒体の状況等の追跡調査及び継続的モニタリングを実施する指標)
水質:年平均値1pg-TEQ/l以下	
底質:年平均値150pg-TEQ/g以下	
土壌:1,000pg-TEQ/g以下	

\*土壌については、5年ごとに実施しているため平成21年度は実施していません。  
なお、今回は2007年(平成20年度)に実施しています。

○単位の説明

pg(ピコグラム)	1兆分の1グラム
ng(ナノグラム)	10億分の1グラム
TEQ(毒性等量)	ダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して得られる量をいう。

■ダイオキシン類測定地点(H21年度)



## (2) ダイオキシン類環境調査結果

### 1. 調査地点及び採取日

#### ■大気試料 (別添調査地点図参照)

調査地点	春季採取日	夏季採取日	秋季採取日	冬季採取日
A-1 東所沢測定局	平成 21 年 5 月 20 日～ 27 日	平成 21 年 7 月 23 日～ 30 日	平成 21 年 10 月 21 日 ～28 日	平成 22 年 1 月 14 日～ 21 日
A-2 けやき台測定局				
A-3 三ヶ島公民館				
A-4 三富測定局				

#### ■水質及び底質試料 (別添調査地点図参照)

調査地点	採取日	
	河川水	河川底質
R-1、T-1 金井沢橋 (不老川)	平成 21 年 11 月 6 日	平成 21 年 11 月 6 日
R-2、T-2 清柳橋 (柳瀬川)	平成 21 年 11 月 6 日	平成 21 年 11 月 6 日

### 2. 調査方法

試料種類	調査方法
大 気	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成 20 年 3 月環境省水・大気環境局 総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)」に準拠
河 川 水	JIS K 0312 (2008) 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」に準拠
河 川 底 質	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局水環境課)」に準拠

### 3. 調査機関

調査受託者：帝人 エコ・サイエンス株式会社

### 4. 調査結果

#### 1)大気試料

全ての調査地点において、大気に係る環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下(年平均値))を満足していた。

調査地点	毒性等量※(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )				
	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
A-1 東所沢測定局	0.035	0.017	0.10	0.12	0.068
A-2 けやき台測定局	0.021	0.020	0.047	0.068	0.039
A-3 三ヶ島公民館	0.025	0.019	0.030	0.096	0.043
A-4 三富測定局	0.026	0.019	0.066	0.14	0.063
平 均 値	0.027	0.019	0.061	0.11	0.053

※毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満は検出下限の 1/2 の値を用いて算出。

#### 2)水質及び底質試料

水質、底質に係る環境基準(1pg-TEQ/l以下、150pg-TEQ/g以下)を満足していた。

調査地点		水質における毒性等量※ (pg-TEQ/l)	底質における毒性等量※ (pg-TEQ/g)
R-1、T-1	金井沢橋 (不老川)	0.10	5.8
R-2、T-2	清柳橋 (柳瀬川)	0.076	0.89
平 均 値		0.088	3.3

※毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した。

#### 5. ダイオキシン類摂取量(暴露評価)の推定

本調査結果に基づくダイオキシン類摂取量(暴露評価)の推定結果は、0.94~0.97 pg-TEQ/kg/日の範囲にあり、耐容一日摂取量(4pg-TEQ/kg/日)を下回っていた。

	摂取量(pg-TEQ/kg/日)			
	大気※1	土壌※2	食物※3	合計
最 大 値	0.020	0.026	0.92	0.97
最 小 値	0.012	0.0037		0.94
平 均 値	0.016	0.013		0.95

※1「ダイオキシンリスク評価検討会報告書(平成 9 年 5 月)」と同手法により算出した。  
 ※2「土壌中のダイオキシン類に関する検討会第一次報告(平成 11 年 7 月)」と同手法により算出した。

※3平成 20 年度厚生労働省調査(食品からのダイオキシン類一日摂取量調査)結果における平均値を用いた。

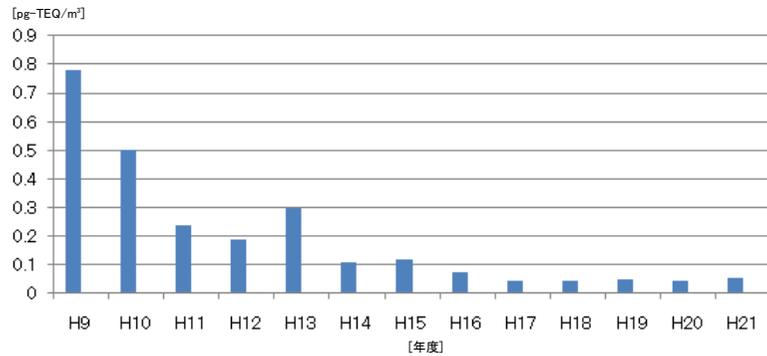
#### 6. 大気中のダイオキシン類濃度の推移

平成 9 年度(調査開始年度)よりの大気中ダイオキシン類濃度の低減率は、市内全体で 93%であり、その経年変化は次図のとおりである。

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.78	0.50	0.24	0.19	0.30	0.11	0.12	0.074	0.046	0.043	0.048	0.044	0.053
低 減 率 (%)	—	36	69	76	62	86	85	91	94	94	94	94	93

※毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した。なお、平成 9・10 年度においてはコプラナー PCB を除く数値。

■大気中のダイオキシン類濃度の経年変化



7. 焼却施設の設置状況の推移

平成 8 年度末からの焼却施設数の減少率は、全体で 96%であり、これらは主に市内公共施設での焼却施設の使用自粛、廃棄物焼却施設撤去推進事業の実施、関係法令の整備（ダイオキシン類対策特別措置法・所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例）に伴う指導により使用廃止されたものである。

■焼却施設の設置状況

施設の規模	平成 8 年度末	平成 21 年度末	減少率 (%)
施設 A (200kg/時～)	25	8	68
施設 B (100kg/時～200kg/時)	61	3	95
施設 C (30kg/時～100kg/時)	409	10	98
合計	495	21	96

※平成 8 年度末の施設 B、C の施設数は、平成 11 年度の設置調査から推定したもの。  
 ※所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例の一部改正（平成 14 年 12 月施行）に伴い、平成 21 年度末までに焼却能力 30kg/h 未満の焼却施設が 33 施設届出されている。

8. 今後の対応

- 1) ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、引き続き、ダイオキシン類の常時監視を実施する。
- 2) 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例等の関係法令に基づき、焼却施設等の発生源に対する監視指導を引き続き重点的に実施する。

参考資料

＜大気試料採取時における気象状況＞

調査日	調査地点	平均気温 (°C)	平均湿度 (%)	平均風速 (m/sec)	主風向
平成 21 年 5 月 20 日～27 日	けやき台測定局	21.1	63	1.7	南南東
平成 21 年 7 月 23 日～30 日	けやき台測定局	26.5	81	1.5	南南東
平成 21 年 10 月 21 日～28 日	けやき台測定局	15.9	75	1.7	北北西
平成 22 年 1 月 14 日～21 日	けやき台測定局	4.7	57	1.2	北

＜用語解説＞

○ダイオキシン類

従来、ダイオキシン類とはポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称として用いられていたが、現在では、これらの物質と類似した毒性作用を示すコプラナーPCB（Co-PCB）も含めてダイオキシン類とされている。現在、毒性が確認され毒性等価係数が定められている異性体数は、PCDD で 7 種類、PCDF で 10 種類、Co-PCB で 12 種類である。

○耐容一日摂取量（TDI）

人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない 1 日当たりの摂取量。ダイオキシン類においては 4pg-TEQ/kg/日と定められている。なお、一時的にこの値を超過する量を摂取したとしても、長期間での平均摂取量が TDI 以内ならば、健康を損なうものではない。

○ダイオキシン類に関する環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類に関する環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が、次のとおり定められている。

媒体	基準値	備考
大気	年平均値 0.6pg-TEQ/m³以下	土壌にあつては、調査指標値 250pg-TEQ/g が定められている。 （調査指標値：周辺土壌や発生源、他の媒体の状況等の追跡調査及び継続的モニタリングを実施する指標）
水質	年平均値 1pg-TEQ/l 以下	
底質	年平均値 150pg-TEQ/g 以下	
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	

○その他の用語

pg（ピコグラム）	1 兆分の 1 グラム
ng（ナノグラム）	10 億分の 1 グラム
TEQ（毒性等量）	ダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性に換算して得られる量をいう。

### (3) 化学物質の排出量・移動量の集計結果

—平成20年度PRTTR所沢市データの概要—

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(所謂「PRTTR法」)に基づき、人の健康や動植物に有害性のある354種類の化学物質について、所沢市内における環境への排出量及び廃棄物等に含まれている移動量を集計したので、以下のとおりお知らせします。

なお、本発表は、平成20年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成21年4月1日から6月30日までの間に行われた届出データをもとに実施しています。

#### 1. 排出量・移動量の届出状況

平成21年度(届出期間：平成21年4月1日から6月30日まで)には、平成20年度に事業者が把握した排出量・移動量について、市内で51事業所から届出がありました。業種及び地区別の届出状況は表1のとおりです。

#### ■地区別の届出状況



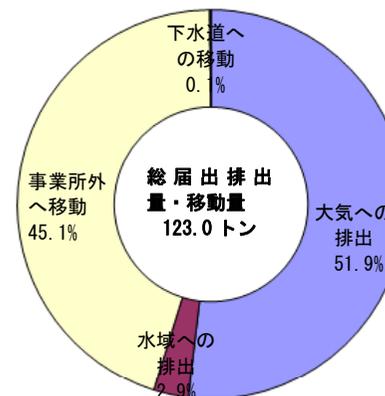
#### 2. 集計結果の概要

##### (1) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総排出量・移動量123.0トンに対して総排出量67.4トン、総移動量55.6トンとなっています。排出量及び移動量の内訳(地区別排出量・移動量内訳を含む。)は、表2のとおりです。

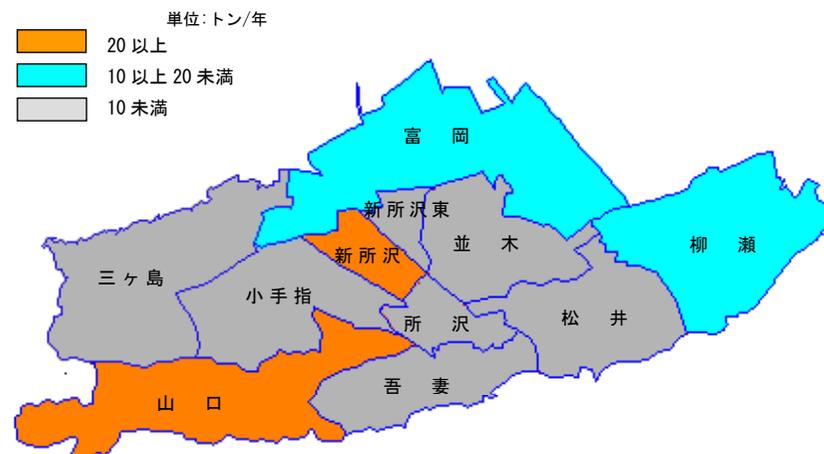
また、埼玉県生活環境保全条例に基づき届出された化学物質(499物質)の同期間の取扱量は、15,790トンとなっています。取扱量の内訳(地区別取扱量及び取扱量上位3物質を含む。)は、表3のとおりです。

#### ■排出量・移動量の構成



総排出量	：67.4トン
大気への排出	：63.8トン(総排出・移動量比：51.9%)
公共用水域への排出	：3.6トン(同：2.9%)
土壌への排出	：0トン(同：0.0%)
事業所内での埋立処分	：0トン(同：0.0%)
総移動量	：55.6トン
事業所の外への移動	：55.5トン(同：45.1%)
下水道への移動	：0.1トン(同：0.1%)

#### ■地区別届出排出量・移動量



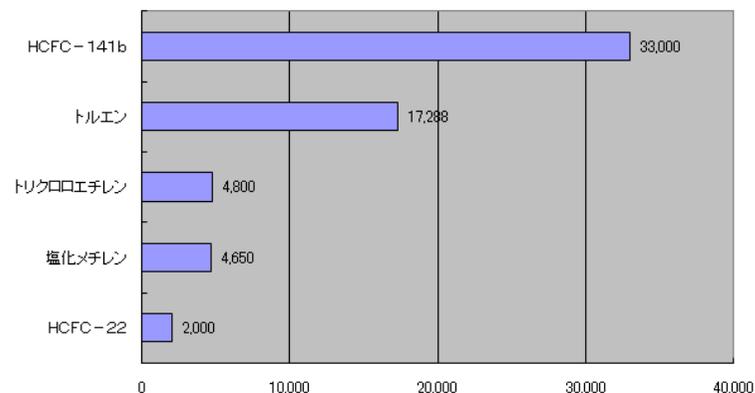
##### (2) 届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位5物質の合計は61.7トンで、届出排出量の合計67.4トンの91.6%に当たります。

届出排出量上位5物質(地区別排出量上位5物質を含む。)については、表4のとおりです。

## ■ 届出排出量上位 5 物質

(単位 : kg/年)



### (3) 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位 5 業種の合計は 113.2 トンで、届出排出量・移動量の合計 123.0 トンの 92.0% に当たります。

排出量・移動量上位 5 業種 (地区別排出量・移動量上位 5 業種を含む。) については、表 5 のとおりです。また、業種別の届出排出量・移動量とその内訳及び排出量・移動量上位 3 業種における上位 3 物質とその量については、表 6 及び表 7 のとおりです。

詳細については、市ホームページ (<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>) をご覧ください。

#### 参 考 化学物質情報を掲載しているホームページ

- ① 経済産業省 製造産業局化学物質管理課  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)
  - ② 環境省 環境保健部環境安全課  
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
  - ③ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)  
<http://www.safe.nite.go.jp>
  - ④ 埼玉県 環境部青空再生課 (※)  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/core.html>
- ※ 平成 22 年 3 月末までの課名及びホームページアドレスです。

■業種別・地区別の届出状況(表1)

(単位:事業所)

業種名	全国 届出数	市内 届出数	地区別届出数											
			所沢	新所沢	新所沢東	並木	小手指	吾妻	松井	柳瀬	三ヶ島	山口	富岡	
金属鉱業	15													
原油・天然ガス鉱業	30													
製造業	12,755	12	0	1	0	0	1	0	2	3	2	1	2	
・食料品製造業	284													
・飲料・たばこ・飼料製造業	103													
・繊維工業	210													
・衣服・その他の繊維製品製造業	36													
・木材・木製品製造業	207													
・家具・装備品製造業	107													
・パルプ・紙・紙加工品製造業	369													
・出版・印刷・同関連産業	389													
・化学工業	2,302	3					1		1	1				
・石油製品・石炭製品製造業	149													
・プラスチック製品製造業	1,093	2								1	1			
・ゴム製品製造業	312													
・なめし革・同製品・毛皮製造業	27													
・窯業・土石製品製造業	523	1											1	
・鉄鋼業	373													
・非鉄金属製造業	553													
・金属製品製造業	1,890													
・一般機械器具製造業	794													
・電気機械器具製造業	1,460	2		1								1		
・輸送用機械器具製造業	1,175	2							1		1			
・精密機械器具製造業	232													
・武器製造業	8													
・その他の製造業	159	2								1			1	
電気業	118													
ガス業	74													
熱供給業	25													
下水道業	1,930	1							1					
鉄道業	57													
倉庫業	131													
石油卸売業	510	1										1		
鉄スクラップ卸売業	20													
自動車卸売業	146	1						1						
燃料小売業	18,723	30	2	5	2		5	1	5	2	5	2	1	
洗濯業	146													
写真業	2													



扱 量	小手指	15	2,858,500	0	0	2,858,500	18.10%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン
	吾妻	1	11,000	0	0	11,000	0.07%	キシレン
	松井	12	3,033,610	890	60,280	3,094,780	19.60%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン
	柳瀬	7	894,200	0	65,000	959,200	6.07%	トルエン、キシレン、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
	三ヶ島	8	1,723,800	0	6,000	1,729,800	10.96%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン
	山口	4	1,078,500	0	345,000	1,423,500	9.02%	トルエン、キシレン、硫酸(三酸化硫黄を含む。)
	富岡	7	1,097,140	0	33,480	1,130,620	7.16%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン
	割合		96.75%	0.01%	3.24%	100.00%		

「第一種」「第二種」とは、それぞれ、特定化学物質の環境への排出量の把握等および環境の改善の促進に関する法律で定める「第一種指定化学物質」(354 物質)、「第二種指定化学物質」(81 物質)のことです。「その他」とは、埼玉県生活環境保全条例に基づき、人や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質として埼玉県が独自に定めた物質(64 物質)のことです。

■届出排出量上位 5 物質とその量(表4)

	排出量上位5物質(kg/年)										
	1 位物質		2 位物質		3 位物質		4 位物質		5 位物質		
全 国	トルエン	82,124,768	キシレン	38,180,960	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	15,478,775	エチルベンゼン	15,132,071	マンガン及びその化合物	6,708,653	
埼 玉 県	トルエン	6,047,735	キシレン	1,139,377	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	628,625	エチルベンゼン	421,892	N,N-ジメチルホルムアミド	196,611	
所 沢 市	HCFC-141b	33,000	トルエン	17,288	トリクロロエチレン	4,800	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	4,650	HCFC-22	2,000	
地 区 別 上 位 5 物 質	所沢	トルエン	138	ベンゼン	24	キシレン	20	エチルベンゼン	5	1,3,5-トリメチルベンゼン	0
	新所沢	HCFC-141b	33,000	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	3,900	HCFC-22	2,000	トリクロロエチレン	1,900	トルエン	316
	新所沢東	トルエン	135	ベンゼン	24	キシレン	21	エチルベンゼン	5	1,3,5-トリメチルベンゼン	0
	並木	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小手指	トルエン	364	ベンゼン	63	キシレン	52	エチルベンゼン	13	ほう素及びその化合物	3
	吾妻	キシレン	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	松井	ほう素及びその化合物	1,800	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	750	亜鉛の水溶性化合物	570	ふっ化水素及びその水溶性塩	570	トルエン	405
	柳瀬	トルエン	6,703	ベンゼン	17	キシレン	15	エチルベンゼン	4	1,3,5-トリメチルベンゼン	0
	三ヶ島	トリクロロエチレン	2,900	トルエン	223	ベンゼン	42	キシレン	35	エチルベンゼン	9
山口	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	240	トルエン	144	ホルムアルデヒド	73	ベンゼン	27	キシレン	23	
富岡	トルエン	8,860	キシレン	1,323	ベンゼン	26	エチルベンゼン	6	1,3,5-トリメチルベンゼン	0	

HCFC-141b・塩化メチレン・トリクロロエチレンは金属洗浄などに、トルエン・キシレンは合成原料や溶剤などに、HCFC-22は空調用冷媒などの用途に用いられています。また、トルエン・キシレンについてはガソリン中にも含有されています。

■届出排出量・移動量上位5業種とその量(表5)

	排出・移動量上位5業種(kg/年)									
	1位業種		2位業種		3位業種		4位業種		5位業種	
全 国	化学工業	108,444,547	輸送用機械器具製造業	51,901,363	プラスチック製品製造業	40,000,865	鉄鋼業	34,318,206	金属製品製造業	26,167,272
所 沢 市	電気機械器具製造業	82,572	その他の製造業	15,000	輸送用機械器具製造業	8,500	プラスチック製品製造業	3,620	自動車整備業	3,500

	排出量上位5業種(kg/年)									
	1位業種		2位業種		3位業種		4位業種		5位業種	
全 国	輸送用機械器具製造業	43,951,065	プラスチック製品製造業	26,151,097	化学工業	19,296,207	金属製品製造業	16,728,601	出版・印刷・同関連産業	12,872,012
所 沢 市	電気機械器具製造業	41,116	その他の製造業	15,000	輸送用機械器具製造業	3,650	下水道業	3,310	燃料小売業	2,690

	移動量上位5業種(kg/年)									
	1位業種		2位業種		3位業種		4位業種		5位業種	
全 国	化学工業	89,148,340	鉄鋼業	29,674,378	電気機械器具製造業	14,722,752	プラスチック製品製造業	13,849,769	金属製品製造業	9,438,671
所 沢 市	電気機械器具製造業	41,456	輸送用機械器具製造業	4,850	プラスチック製品製造業	3,620	自動車整備業	3,500	自動車卸売業	1,100

■業種別の届出排出量・移動量とその内訳(表6)

コード	業種名	排出量(kg/年)					移動量(kg/年)			排出量・移動量 合計(kg/年)
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
2000	化学工業	2	0	0	0	2	184	134	318	319
2200	プラスチック製品製造業	0	0	0	0	0	3,620	0	3,620	3,620
2500	窯業・土石製品製造業	1,300	0	0	0	1,300	0	0	0	1,300
3000	電気機械器具製造業	40,873	243	0	0	41,116	41,456	0	41,456	82,572
3100	輸送用機械器具製造業	3,650	0	0	0	3,650	4,850	0	4,850	8,500
3400	その他の製造業	15,000	0	0	0	15,000	0	0	0	15,000
3830	下水道業	0	3,310	0	0	3,310	0	0	0	3,310
5132	石油卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5220	自動車卸売業	0	0	0	0	0	1,100	0	1,100	1,100
5930	燃料小売業	2,690	0	0	0	2,690	0	0	0	2,690
7700	自動車整備業	0	0	0	0	0	3,500	0	3,500	3,500
8716	一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)	0	3	0	0	3	0	0	0	3
9210	自然科学研究所	320	0	0	0	320	780	0	780	1,100

■ 届出排出量・移動量上位 3 業種における上位 3 物質とその量(表7)

業種:電気機械器具製造業

物質		排出量(kg/年)					移動量(kg/年)			排出量・移動量 合計(kg/年)
コード	物質名	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
132	HCFC—141b	33,000	0	0	0	33,000	6,900	0	6,900	39,900
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	0	240	0	0	240	29,000	0	29,000	29,240
211	トリクロロエチレン	1,900	0	0	0	1,900	2,500	0	2,500	4,400

業種:その他の製造業

物質		排出量(kg/年)					移動量(kg/年)			排出量・移動量 合計(kg/年)
コード	物質名	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
227	トルエン	15,000	0	0	0	15,000	0	0	0	15,000

業種:輸送用機械器具製造業

物質		排出量(kg/年)					移動量(kg/年)			排出量・移動量 合計(kg/年)
コード	物質名	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	750	0	0	0	750	250	0	250	1,000
211	トリクロロエチレン	2,900	0	0	0	2,900	4,600	0	4,600	7,500